ー 宿泊税に関する倶知安町と道との合意について ー

協議経過について

- 道が段階的定額制による宿泊税の導入を検討する一方、先行して定率制で宿泊税を導入している倶知安町との間で、**２つの異なる方式で税を徴収することになる町内の事業者の方々の負担軽減が大きな課題**となっていた。
- 町は、「町内においては道税を定率制とする税制度」の実現を求め、道は町とともに、その可能性を検討してきたが、**段階的定額制を前提とすると、制度設計上の課題を解消することができず、ご要望に応える制度の構築には至らなかった。**
- こうした中、負担軽減策に加え、さまざまな方策について協議を継続した結果、制度面の歩み寄りを行うことが重要との認識に至り、12月10日、**双方の制度を見直すことを基本とすることについて、最終合意に至った。**

合意内容について

① **町内は、定率制を基本としながら、両者が納得できる制度の方向性を協議し、今後、双方の制度を修正していくこと。**

② **その具体的な内容として、道宿泊税の税収に相当する額を道に交付する場合は、道税を倶知安町内には課税しないことを基本とすること。**

③ **今回の案で、国の同意が得られなかった場合には、元の道案、即ち、段階的定額制に戻ること。**